

平成30年10月25日

第10回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第10回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について
- 議案第 5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について
- 報告第 1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- 報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について
- 報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について
- 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	平成30年10月25日				招集場所	加須市役所 5階 504会議室			
開会の日時	午後1時35分				閉会の日時	午後3時50分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 高橋章				
					次長 小川修一				
					主幹 岡田清				
					主幹 正能光				
					主査 落合高雄				

休憩 午後3時00分から午後3時10分

開会 午後 1時35分

○局長（高橋 章君） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

1週間前の農業新聞に載っていましたが、農家にとりまして朗報といたしますか、トラクターに作業機や幅の広いロータリーつけたりして、公道を走れないわけですが、今度、国土交通省が諮問機関に答申するという記事が出ておりました。警察に登録すると、公道を走れるようになるようなことが書いてありました。

それでは、ただ今より平成30年第10回加須市農業委員会を開会いたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

今日は本当に上天気でございます、皆さん方、何か気ぜわしいような気もされる方もおられるかと思いますが、農業委員会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

先日、熊谷で会議がありまして、埼玉県では、農業委員会制度が新しくなり、全地区が足並みをそろえて、新しい方向に進んでいるということでございます。

我が加須市におきましても、ちょうど今年10月で半分を消化したわけでございます、その間、皆さんのご協力によりまして、各方面それぞれ農業委員としての仕事が進められているということで、その御協力に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

また昨今、耕作放棄地の関係で推進委員の方々のご努力にもかかわらず、加須地区においても若干増えているような状況でございます。これがね、本当に解決されるのは、例えば米価が急に上がるとか、そういった条件でもない限り、放棄地の解消が難しいという中にありまして、皆さん方にはその知恵を発揮していただきまして、これ以上放棄地を増やさない、

そのような取り組みについてもご尽力を賜りたいと思います。

皆さん方には、1年で一番重要な収穫時期でございます、身体を御自愛されながら日々頑張っていることと思いますけれども、農業委員会の仕事に関しましても、皆さん方の絶大なご支援をいただきまして、加須市の農業が今後ともスムーズにいきますように心からご祈念申し上げ、簡単ですけれども、開会に当たりましての挨拶といたします。きょうも、よろしくご審議お願いいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行を議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただいまから平成30年第10回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

14番 早川 初男 委員

15番 柳田 浩 委員

両委員さんを指名いたします。

◇

○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第3号、2番及び3番の大桑地区の案件について取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。

○事務局（正能 光君） ページでいいますと、議案の5ページになります。

○会長（小倉和夫君） 議案第3号、5ページの、2番と3番、これが取り下げでございます。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第1号、1番からご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は高齢などの理由で耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人は久喜市の農地利用最適化推進委員であり、経営状況でございますが、鷲宮地内及び加須市内の所有農地は自分で耕作しております。また、農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

10月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者・譲渡人 さんのお宅を訪ねて話を聞き現地調査を行いました。相続以来ですね、その土地につきましては耕

作されておらず、事務局の説明のとおり、この申請につきましては、農地法の基準から判断しても何ら問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、2 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、また、譲渡人は人手不足なので手間がなく耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（江森 正君） 2 番の江森です。

ただいまの案件につきまして、事務局の報告のとおりでありまして、規模拡大・縮小という形の中であり、売買に踏み切ったわけでありまます。何ら問題ないと思いまます。許可相当と考えられます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は相続により取得したが耕作できないため、また、譲受人は自作地に隣接しており効率よく作業ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る17日に、宮内委員さんと現地を見たところ、この案件は3番と4番は同じような案件ですけれども、相続でいただいたので耕作できませんということで、さんが脇をつくっているのが相なったわけであります。何ら問題なく許可相当と考えられます。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は居住地から遠く耕作できないため、また、譲受人は経営拡大を図るため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

先ほど申し上げましたことですけれども、相続でいただいた土地を耕作できないので何方かということで、 さんという方が見つかりまして、 さんが耕作するということになったわけであります。許可相当と考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の志多見地区の案件についてですが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に
が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（14番 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は耕作ができないため、また、譲受人は近隣を耕作しており、効率的に規模拡大が図れるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

ただいま事務局の説明のとおり、 はですね、60町歩も耕作しております。何ら

問題ないと判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

5番の審議が終了いたしましたので、 の入室をお願いします。

（14番 入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、6番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は家族全員が県外に転居するため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に規模拡大が図れるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

先週、10月20日土曜日に、私と関口委員と、あと渡辺推進委員でお伺いして、現地確認してきました。さんは今年度いっぱい地区外に転居するという事務局の説明のとおりで、ちょうどさんの入り口にさんの畑があるので、そこをお願いするということで承知していただきましたということで報告がありました。事務局の説明のとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番及び8番の田ヶ谷地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。7番と8番は、お互いの交換でございます。関係がございますので、一括してご説明いたします。

7番、8番の案件は、交換による所有権移転で、それぞれ必要添付書類が整えられております。お互いの農地を交換することにより、自作地もしくは自宅に隣接しており、効率的に農作業、農業経営を行うことができるため、今回の申請となっております。

また、双方の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

同じく10月20日の土曜日に、3人で現地へ行って本人にお伺いして、親がもういなくなっちゃったので、せがれさん同士で話し合いのもと、やっぱり交換したほうが農作業もスムーズにいくということで、このような経過になったわけです。ご審議のほどよろしく願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、また、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

同じく20日に、3人で現地確認に行ってきました。この案件は、先月だったですかね、渡辺推進委員の懸案だったので、その前にちょっと話をしておいたのですが、ちょうど両隣をさんが取得するというので、間の土地なので考えておくということで話があったのですが、やはりさんをお願いしたいということで、この案件が出たわけですね。何ら問題はないかなと思って帰ってきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は農業を廃止（廃業）するため、また、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はない

と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

10月16日に、推進委員の石川さんと譲受人の さんに聞き取りし現地調査をしてまいりました。お話では、 さんの実家の農地なんですけれども、耕作ができないということで、かねてから さんに土地を譲りたいということになりました。現状は、位置図の10番と11番のとおり6筆の土地がありますけれども、中間管理機構が入っており、実際はこの広がったところで違う人が耕作はしているということが現状でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、また、譲受人は作業場に隣接しており効率がよいため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員、13番、小倉ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

10月13日、高橋、細谷両推進委員さんとともに譲受人の さん宅を訪れて、聞き取りをしてまいりました。図面で見るとおり、自宅の東ということで、かねてからそういう相

談があり、今回、話がまとまったということで、何ら問題はないと判断してまいりました。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、12番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に規模拡大が図れるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

10月の18日に、町田推進委員と2人で現地調査並びに聞き取りを行ってまいりました。譲受人の さんお留守でしたので、譲渡人の さんからお話を伺ってまいりましたが、この土地は隣の土地と一体的にこれまでも さんが耕作していたものを、改めて正式に手続きを行うということでございまして、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、13番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、また、譲受人はこれまでも貸借により耕作しており、容易に経営規模の拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

19日ですか、塚田、鳥海両推進委員の3名で譲渡人にお伺いしたんですが、ご不在でしたので、譲受人の さんにお伺いしたんですが、事務局言うとおり今までも耕作はしていたんですが、そんな中で、 さんはもうできないなということなので、今後ぜひお願いしたいというお話になったようでございます。現地も耕作をしていたということでございますので問題はないと判断をいたしました。ご審議をよろしくお願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、農業用住宅敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

当該申請地は、昭和45年8月の線引き以前から宅地の一部として使用していたもので、添付資料の航空写真及び現地調査の結果、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

10月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さんのお宅を訪ね、話を聞いてまいりました。これは出入り口ということで、車の置き場所がちょっと奥なので狭いということで、ちょっと拡張したいという話でございました。事務局の説明のとおり、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

これの申請は、面積がこの程度だからという部分もあるんでしょうけれども、これは水路に囲まれて、そこに道路があって、水路占用許可を得て出入りをしているんだと思うんですが、この土地利用計画図の出入り口は、これは南側の道路からなんでございましょうか。

○4番（野口悦夫君） 入り口は南側でございまして。すぐ南側は、これは水路ですね。

○7番（遠井 勝君） 道路から水路をまたがって、これは当然出入り口は水路占用許可をとっているんだと思うんですが、土地利用計画の今回転用かける黒い部分の建物が、この土地を利用していたということですか、ひっかかるということなんでしょ

うか。
○事務局（正能 光君） そういうことです。線引き以前から、その黒い部分に建物がかかっていたと、そういうことです。

○7番（遠井 勝君） そうですか。それで是正して、現況に合わせるということでの許可申請ということですか。

○事務局（正能 光君） はい、そういうことです。

○7番（遠井 勝君） はい、わかりました。

○会長（小倉和夫君） 他にご意見ございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9番の三俣地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。4条の2番と5条の9番は関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の4-2、5-9をご覧ください。

本案件は、所有者本人が自己用住宅を建築し、5条の9番はその進入路及び給排水管等の敷設用地を確保するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

去る17日に宮内委員さんと現地調査した結果、この件については親子の仲で、弟が後を継ぎ、この土地に家を建てたいということになりました。何ら問題なく、許可相当と考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

また土地利用計画図の中で、当然、転用のほうが5条と4条になっていますけれども、この出入り口については、この小さいところは何のために買うんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

土地利用計画図の4-2の2343-2の売却したところということでございますよね。

○7番（遠井 勝君） はい。

○事務局（正能 光君） これは、まず水路を渡って、市道の3242号線、ここに出るため、それと水道給排水の設備を埋設するための敷地ということでございます。

○7番（遠井 勝君） 建築基準法ですと、下の市道の3265号線と、4条の42条の2項道路になっていて、接道が義務されていると思うんですが、確認はとれるんだらうと思うんですが、その上の段の小さいます目のところの購入というのは、ちょっとこの広さを、接道するために出入り口は北側にするという事なんでしょうか。水路占用許可、それから一番上段の市道の3242号の今度は1項道路での許可で、こちらから出入りするということなんでしょうか、あるいは両方使うために購入ということで考えていいんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

恐らくですね、2項道路のほうは、一応中心から2m後退線が入りますので、そこで後退はしておりますので、特に問題はないんですが、実際出入りする場合ですね、3265号線のほうは、この図面、これ切れてはいますが、右のほうに、確かに狭いんですね。そのために、本人としては出やすいように、また、水道管（給排水）を埋設する、そのまま1項1号道路のほうに出たいと、そういうことだろうと思います。

○7番（遠井 勝君） 内容的にはわかりました。ただ、この接道をわざわざ2項道路で接道させていて、もう一方では、1項道路のほうで接道されるための土地購入ということで、出入り口をこちらですということのためにということであればやむを得ないかと思ひますし、2項道路のほうだと、確かにこの配置図だと狭いような気もするので、セットバックは2mしてはいますが、隣の土地の所有者はわかりませんが、接道をこちらにするためということであればやむを得ないかなと思ひます。すみません、ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） 他にご意見等ありましたらお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9番について、

原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図4-3をご覧ください。

本案件は、自己用住宅敷地を拡張し進入路を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

当該申請地は、昭和45年8月の線引き前から宅地の一部として使用していたもので、添付資料の当初除外証明、航空写真及び現地調査の結果、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

去る17日に宮内最適化推進委員さんと調査の結果、事務局の言うとおりでありまして、進入路として使いたい、また、ここへ住み続けたいという本人の希望がありまして、何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の14番の不動岡地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。4条の4番と5条の14番は関連がございますので、一括してご説明したいと思います。

それでは、順番的にですね、まず先に5条の14番からご説明したいと思います。

まず、5条の14番の譲受人の　　さんと譲渡人の　　さんは親子関係でございます。それで、位置図の33ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

また、4条の4番につきましては、現地調査の結果、木造平屋建てが現地に建てておりました。この結果、この平屋につきましては、本人から農地に建ててしまったので始末書が添付されております。

また、農地性は第1種農地でございますので、このまま物置として使っていきたいということでございますので、4条4番につきましてはご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君）　6番、矢島です。

去る10月18日、推進委員の新井さんと2人で現地へ行って、　　さんからお話を伺いました。

初めに、5条のほうなんですけれども、　　さんの娘さんが実家の近くに住宅を構えたいということで、実家と話し合いの結果、実家の畑と宅地の一部を使って計画したということでございます。分家住宅として許可相当と思ひます。

また、その結果ですね、4条のほうですけれども、昭和54年に建てた、離れとして建てた住宅が農地に建てられているということがわかり、敷地拡張の申請となったとのことでございます。既に敷地内として使用しているため、やむを得ないものと思ひ、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井勝君）　ちょっと確認します。

建物図面から見ますと同一敷地内に、また、地図から見ますと、地番の1108-1の上

には建物が載っているように地図では見えますけれども、これは当然、現況で宅地並みの課税は出ているんでしょうけれども、これは未登記の建物を是正するという事で、始末書をもっているんで、やむを得ないんじゃないかと思います。

また、この5条の申請が出なければ、これは発見されなかったという理解でいいんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

そのとおりでございます、娘さんの分家住宅が、それで現地調査を行って発覚したと、そういうことでございます。それとですね、離れといいますか、平屋の家ですけれども、昭和51年に宅地のほうで建築確認をとったようでございます。実際建ったのが農地のほうへ建ったと、その辺もちょっと理解できないんですけれども、税務課のほうに確認しましたら、まず農地のほうは宅地で課税しておりました。その建物は登記されていなかったと、そういうことでございます。ですから、課税上は特に問題はないと思いますけれども、そこが農地だったと、そういうことですので、始末書はいただいております。

以上です。

○ 7番（遠井 勝君） わかりました。

結局、これはちょっと言い方を変えれば、取り壊せというのは基本的にはできないんですね。了解です。

○会長（小倉和夫君） 他にご意見等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件は、農業用住宅敷地を拡張（進入路）するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

当該申請地は、昭和45年8月以前から宅地の一部（進入路）として使用していたもので、添付資料の航空写真及び現地調査の結果、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員は私です

ので、13番の小倉が現地調査の結果並びに補足説明をいたします。
去る10月13日に、推進委員の高橋、細谷両委員さんとともに さん宅訪問し、お話を伺ってまいりました。事務局の説明のとおり、畑のままの進入路として使っていたということで、今回、住宅を建て直す計画があるので、正式に進入路として確保することなので、何ら問題はないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願

い申し上げます。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図4-6をご覧ください。

本案件は、母屋の建て替えのため接道の幅員を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきましては、8月の案件に出て、取り下げられたものでございまして、現地

確認は8月に既に行っておりました。8月17日に町田推進委員と訪問しまして、お話を伺ってまいりました。今回、建て替えに当たりまして、進入路が一部既に使われていたため、これを是正してしっかりとした進入路にしたいということでございまして、やむを得ないと判断してまいりました。

以上です。よろしくご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図4-7をご覧ください。

本案件は、線引き前から住宅敷地として使用している進入路等で、敷地拡張として必要添付書類が整えられております。

当該申請地は、昭和45年8月の線引き前から宅地の一部として使用していたもので、航空写真及び現地調査の結果、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

19日ですか、塚田推進委員と私と2名で さん宅にお伺いして、話を聞いてまいりました。 さんの話によりますと、母屋を建て替える考えがあったので、役所に行って確認をしたところ、庭先に農地が残っていたことがわかり、ここを是正をしたいとでございました。事務局の説明のとおり、45年以前ということになりますので、ご審議をよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(野口悦夫君) 4番、野口です。

去る10月15日に、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 を訪ね、現地を見て話を聞いてまいりました。この資材置場でございますけれども、事務所の北側に計画しており、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の 2 4 ページ及び土地利用計画図 5 - 4 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番(野口悦夫君) 4 番、野口です。

やはり、去る 10 月 15 日、推進委員の野本さん、川島さんと 3 人で、申請者 さん宅を訪ね、話を伺い現地を見てまいりました。この案件の北側に さんのせがれ夫婦が住んでいましたけれども、最近、売買しまして、その案件は野菜畑だったそうです。事務局の説明のとおり、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の 2 5 ページ及び土地利用計画図 5 - 5 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外により許可が見込まれるもので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

去る10月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 さん宅を訪ね、 さんとは親子でございますけれども、話を伺い現地を見てまいりました。現在、親と同居しておりますけれども、子供さんが大きくなり部屋が欲しいという形で、すぐ隣へ自己用住宅を建てるということで、事務局の説明のとおり何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区及び11番の三俣地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5条の6番と11番につきましては、譲受人が同一でございますので、一括にしてご説明したいと思います。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられておりますが、譲受人は、過去に許可を受けた案件で建物が未着工のもの、完了していないものが多数ございますので、信用性に問題がございます。そのため、これらの今後の改善計画等の提出を求め、書面で指導していく予定でございます。

そのことを踏まえまして、6番、11番の2件のご審議のほどよろしく願いしたいと思

います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

最初に、水深地区からお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

10月19日、推進委員の佐久間さんと現地調査したわけですが、譲渡人のさん宅にお伺いして、お話を聞いてまいりました。地図で見ますと、申請地のちょっと上ですか、宅と書いてありますけれども、ここが自宅でございます、見るとおり、周りは住宅地になっております。やむを得ないものと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 続きまして、三俣地区の。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件は、さんで、同じく17日に宮内さんと確認したところ、この場所はインターから300m地内なら家が建つんですよという事務局からの報告で、何で家がここへ建つのかなと疑問に思いまして、事務局に相談行きましたら、そういう基準があるんだということでした。何ら問題ないとの考えであります。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

先ほど事務局から、このさんは今までにも何件か申請して許可がおりたけれどもそのままという、そこをもう少し詳しく説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

それでは、具体的に、譲受人はでございます。それで、過去に許可を受けたというのを具体的に申し上げますと、平成27年に許可を受けた6棟がございます。ほかにもありますけれども、その一例でございますけれども、6棟受けて、完了が4棟、残り2棟が未着工と、そういう物件がほかにもございます。となりますと、6棟が未だに完成してないということでございまして、信用性に欠けるのではないかとございまして、これは今回の1棟、3棟のその2件の条件がどうのということではなくて、過去の案件につきまして、農転の許可をとりながら目的のものが完成してないと、そういうところを申し上げ

ているところでございまして、業者として信頼性にちょっと問題があるということござい
ます。今後、申請は受け付けないとか、そういうことにもなり得るかなということも考え
ておるんですけれども、今回につきましては、書面にてまずは指導していこうかなと、そ
ういう考えでおります。

○8番（栗原光夫君） はい、ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） 他にご意見等ございますか。

○7番（遠井 勝君） 要は、事務局の説明と、それから栗原委員さんの質問内容について
の確認なんですけど、この案件については、特に支障なければいいんでしょうけれど、過去の開
発案件で、いわゆる売れ残ったと言っちゃ失礼なのかもしれんけれども、まだ処分できてな
い物件があるから、指導するということなんでしょうけれども、例えば開発を受けて、農転
がおりて販売に入ったときに、処分までの期間というのはある程度これは決まっているもの
なんでしょうか。ということは、いわゆるいつまでもそのまま開発かけて、分譲した物件の、
例えば10棟の内2棟が売れ残った場合は、そのまま放置という言い方は失礼なのかもしれ
ないけれども、売れなかった場合というのは、どういう措置をすとか何か決まりとか、規
定みたいなのがあるんでしょうか。

それからもう1点は、それを是正させた上で許可出すという、そういう条件みたいなこと
はしても構わないものなんでしょう。ちょっとその2点が気になったのですが。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず1点目ですが、規則といいますか、法律的に許可してからどれくらいで完成しなさい
よ、完了を出しなさいよというのは、特にそういった決まりはないんですけれども、埼玉県
に聞きますと、大体1年以内という、そういった1つの判断があるということございませ
す。

それと、2点目の今回、条件をつけて許可するというのではなくて、今回は今回で、過
去につきましては、早く着工して、建て売りでございますので、建てて、早く処分というか、
売rinaさいよと、そういう指導をしていく予定でございます。今回の許可に対しての条件が
必要ということではなくて、今回は別に指導していくということで考えております。

○7番（遠井 勝君） わかりました。

それでいきますと、この案件の、総会でこれを採決するということについては、この状態
で、そういったことは加味しないで判断をしてよろしいということですよ。

○事務局（正能 光君） はい、そういうことです。

○7番（遠井 勝君） そういうことですね。それで、こういう何というか、状況を把握する

のは、特に役所のほうでは、多分売れなかったから、それは管理していくというのはわかるんですけども、その状況を、その後の審査の中で判断というか、条件というか、そういう指導するというのは、報告ベースですということ考えていいんですよね。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

半年ごとに、進捗状況、写真をつけてどれくらい進んでいるのか、そういう報告をさせております。

○7番（遠井 勝君） はい、了解です。

○15番（柳田 浩君） 同じ関係ですけども、15番、柳田です。

何に基づいて、農業委員会がその指導ができるのか。だって、農地法の許可をします。開発とか、そっちのほうでの指導ならわかるんですけども、農業委員会のほうでそういう指導ができるんですかということです。

○事務局事務局です。

農地法で許可を出すということは、目的があって転用することなので、農地を潰したまま放置されるということが問題あるということでございます。

○15番（柳田 浩君） 農地上問題があるということだけじゃなくて。

○事務局（正能 光君） 造成はしてあります。

○15番（柳田 浩君） 造成してあるんだから、農地から一時的に変わっちゃうんじゃないかっていうことです。

○事務局（小川 修一君） 許可については、農業委員会で審議していただいて、市長部局のほうで決定をするんですが、その中で、許可証を交付する際に、許可条件の注意事項として、申請書の中にはいろんな内容がありますけれども、その中で着工の部分、農地転用、建て売りで営業しますと、その目的が果たされていないということがございますので、許可の注意事項として記述されている中の決まりをちょっと逸脱しているということで、先ほど申し上げた指導、勧告の文書を出す形になります。ただ、今回の案件の中で、その付随した考え方としてそういったものも必要かなということもございましたので、説明させていただいた次第です。

○15番（柳田 浩君） しつこいようすみません。許可申請の中で、計画があっいつまでにつくりますよと、期限があるんであればその指導もできると思うんですけども、その期限はあるんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

明確に決まっておりますけれども、県に問い合わせをしたところ、おおむね1年というのが一般的にはあるようでございます。

○15番（柳田 浩君） かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○ 7番（遠井 勝君） ちょっといいですか。

今、柳田さんが言ったとおりなんだろうと思うんですよね。農業委員会の審査というのは、転用の申請内容を、我々が審議し、現場を確認して、妥当だろうという形で決定はされるんだろうと思うんですけれども、例えば、業者が今回みたいに建売何棟でのプロジェクトをつくって、転用するというのは、当然資金の調達、資金繰り等を計画してやるんだろうけど、ただ、業者は一生懸命売ろうとしているんだけどなかなか売れないから、それはだめよとって、条件ではないにしても、こういう審査会へ上がったものを、ちゅうちょするというのは、ちょっとおかしな形になっちゃうんだろうと思うんですよね。

業者が開発してやる場合は、当然金融機関に借入れなり申し込んで、返済計画も立ててやって、それができなければ、開発をしなかったらよかったとかいうこととは別なんだろうと思うんですよね。ですから、我々が農業委員会としてその審査をして、許可になったものが売れなかったからということで、役所なりで、それを管理するということは、指導ならいいんでしょうけれども、物理的にできないような気がするんですよね。この地域にはいろんな業者が開発しているんでしょうけれども、そういう中で、そこまで調査をしながら、何棟売れたというのは役所に報告していて、それをどうのこうの言うというのは、ちょっと我々の段階ではできないんじゃないかという気がします。

○会長（小倉和夫君） 他にご意見ございますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ないようでしたら、採決いたします。

まず、6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、集会場の駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

19日、推進委員の佐久間さんと現地調査したわけですが、譲渡人のさん宅にお伺いして現地を見ました。ちょうど集会場から入って三角の土地ですが、耕作できるような状況にはなっておりません。間に電柱が2本立っているんですが、集会場の駐車場が狭くなって、交通量もふえたので、人が集まるときに駐車スペースが少ないということで、区長さんからの要望というようなことであります。さんは実際には耕作もしてない。そういった実際は使っていないところを自治会で有効活用してくれるということで、本人は問題なく貸したいということでございます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

先ほど説明がちょっと足りませんでした。これは常泉の区としてではなく、区長個人の申請、譲受人ということで、常泉の法人格ではございません。個人の申請ということで申し添えたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。
時間も経過しましたので、ここで3時10分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図28ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地の改良後の耕作については小麦を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用（3ヶ月）であることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく19日、推進委員の佐久間さんと現地調査したわけですが、譲渡人のさん宅を訪れて、お話を聞いてきたわけですが、28の図を見ていただくと、大きな三角地みたいのところですが、ちょうど周りが囲まれたような状態で水利が難しいようです。

今回、この3名の方の申請なんですけれども、畑にして麦とか他の作物をつくるというようなことらしいんですけれども、現況は、ひどいところはヨシも生えているような状態です。これが改良されて耕作するということですので、やむを得ないものと判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江森 正君） この案件については、埋め立てる業者はどんな会社なのか。

もう一つ、地権者であります3人の方が、耕作ができないから埋め立てするんだと、何を誰がつくるのか。

（発言する人あり）

○2番（江森 正君） ちょっと小麦はつukれないような、これをどんどん許可していくと、荒廃農地が解消されないで、ふえていくだけじゃないかなという心配もあるんですけども、その辺のご説明をお願いいたします。

○事務局（落合高雄君） 事務局の落合でございます。

先ほどの、どういう業者がということですけども、市内の久下の業者で、2、3回の実績がございまして、その結果、特に問題がなかったので、今回の申請を事務局で受け付けたものでございます。

この後何をつくるかということなんですが、計画はですね、久喜の菖蒲の方が麦をつくるという形になっております。

以上でございます。

○2番（江森 正君） その案件については確認がとれているんですね、菖蒲町の方が借りて小麦をつくると。

○事務局（落合高雄君） はい、そういうことです。

○2番（江森 正君） 一番下の南大桑、さんは相続でもらっているんだよね。賃貸借要件は、書面上、上がっているんですか。許可すると、幾らでも荒廃農地になっちゃうわけですよ、そこら辺のご説明をちょっとお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

これ、現地調査したとき、先ほど事務局が言った さんの家での前のところも1,000㎡以上になるということで、先々月ですか、8月に申請で埋め立ててありました。そこはきれいになっていました。450-1は、以前に埋め立てて耕作放棄地だったんですよ。そこを搬入路として利用して、埋め立てるようでございます。ほかの2名の方のところは、先々月ですか、埋め立てた場所と一緒に麦をつくるというふうな方向ではないかと想像するわけですけども、よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ご質疑がございましたらよろしく申し上げます。

○2番（江森 正君） 地元の農業委員さんのご説明のとおりだと思います。わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見がございましたらお願いします。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（6棟）を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

去る17日に、宮内委員さんと調査の結果、
さんに本人と会いまして、本人がちょっと健康を害しまして耕作はできないと。今までは農業公社にお願いしましてやっていたんだけれども、今後は水の管理もできない、じゃ、売買しようということでありまして、まわりも住宅がどんどん増えておりますし、何ら問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図31ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

10月21日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人の さん宅に伺い、奥さんから話を聞いてまいりました。現地は、数年前までは陸田として、水をかいて作付していたわけですが、水をかいてくれる人ができないということで、それ以来耕作放棄状態であったところ、太陽光発電の話があり、売買により合意したとのことでした。現地確認したところ、隣地には既に太陽光パネルが設置されており、やむを得ないものと思

い、許可相当と判断しました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の樋遣川地区の案件についてですが、この案件については農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に

さんが該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地で、農地改良後の耕作については水稻を作付することとなっております。また、農地改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく6番、矢島です。

去る21日、この案件は、申請人が推進委員の さんということで、現地にて推進委員の藤原さんと2人で さんからお話をお聞きし、現地確認しました。この土地は、道路と運送会社の駐車場との間の田んぼの低いところで、道路から1mも低く、湿地のため作業しづらいということで、盛り土をして作業能率を図りたいということでございました。何の問題もなく、許可相当と判断しました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

13番の審議が終了しましたので、 の入室をお願いします。

（ 入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、15番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図34ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を整備するための敷地拡張で、資金

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

騎西地区と田ヶ谷地区で今担当しているところなんです、騎西地区の関口推進委員さんと、うちのほうの関口委員で、20日の日に現地調査をしてきました。さんという方はですね、もともと騎西の方で、今、介護施設をのほうで10年近くやっているんですが、地元で短期の方をちょっとケアしたいということで、さんに相談したところ、ちょうど騎西高校の東側、道路のすぐ東側ですが、手放すのも残念だけれども、こういった施設に協力できればということで了解したそうです。今、事務局の説明のとおりですので、許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図36ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

やはり、20日の日ですね、田ヶ谷地区の関口委員と渡辺推進委員で現地確認しました。

さんは、この前もこの案件が出ているんですが、自宅をそっくり処分して、へ行ったということで、この土地は さんの名義になっているので、ここを処分してすっきりしたいということで、許可相当じゃないかなというふうに考えてまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） すみません。自己用住宅になんですけれども、面積499㎡、これは分家なんですか。

○事務局（正能 光君） すみません。自己用住宅で、分家住宅ではないんですが、先ほど柳田委員さんもおっしゃったとおり、旗ざおで、宅地として利用できない入り口の部分の面積が、結構大きいので、その関係です。

○15番（柳田 浩君） これがちょうど筆なんですね、1筆で。

○事務局（正能 光君） そうです。

○15番（柳田 浩君） はい、いいです。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の37ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農家住宅の建て替えに伴う敷地拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまひす。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたか、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

10月16日に、推進委員の石川さんと譲受人の さん宅で聞き取りと現地確認をしました。事務局の説明のとおり、母屋の建て替えを計画しており、敷地拡張、また、あとこの地図、37ページの地図なんですけど、 さんと書いてあるところが申請者の宅地なんですけれども、現状は、この左側にある国道354、ここから出入りしているんですが、カーブしていて、今までも危ないときもあったみたいで、申請地の裏の道から出入りをしたいということで、今回の申請になったということです。

また、譲渡人の さんですが、この方はこの近くなので、もう実家には誰もいなくなってしまい、農地の耕しもできないということで、今回、ちょうどよかったと言っておりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

○局長（高橋 章君） ここで、審議の途中で申しわけないのですが、この後、市外での会議がありまして、次長と代わらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（局長退室）

○会長（小倉和夫君） 次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図38ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

19日ですか、塚田推進委員と2名で現地並びに聞き取りに行ったわけですが、譲渡人は、そして譲受人は、ということで、事務局確認したんですが、電話もなく、連絡がつかせませんでした。そこで、今回、行政書士がかかわったもんですから、その連絡先を聞き確認をしたところ、譲受人の、さんから依頼をされた。さんは勤め先が、だということで、申請理由にあるように、近辺を自分で探したそうです。そこで、見つけたのが阿佐間のところで、ここを取得してくれという依頼をされたとのこと。現地については、大根支所の200mぐらいで、隣には中学校というところで、状況的には十分に生活ができるのかなと、そんな状況であります。ぜひご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分

24筆、面積にして4万2,209㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「1ついいですか」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○9番（塩崎 博君） 9番の塩崎です。

これ設定する利用権のところに、時期が平成31年の1月1日から平成40年の12月31日とあるんですが、平成は来年終わるわけですけれども、わかっているながらこういう数字が入っているということになるんですけれども。

○事務局（正能 光君） すみません。確かに委員さんおっしゃるとおりなので、県の機構のほうと調整して、表示のほうは検討させていただきます。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

○9番（塩崎 博君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件について、農業

委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(15番 退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(発言する人なし)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することと決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、 の入室をお願いします。

(15番 入室)



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げ1件で、内容は資料のとおりでございます。

次、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、

相続に伴う権利移動の届出5件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出9件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出28件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了いたしました。

これで議長としての進行役は終了となりましたので、司会へお戻しします。

○次長（小川 修君） 小倉会長さんには長時間にわたって議事の進行、ありがとうございます。

————— ◆ —————

◎閉会の宣告

○次長（小川 修君） 最後に、野川職務代理さんから閉会の挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、大変お忙しい中、また、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして平成30年第10回加須市農業委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3時50分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年10月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 早 川 初 男

署名委員 柳 田 浩